

[内容]

1. パテントボックス制度の導入 (英国)
2. 欧州単一特許制度

1. パテントボックス制度の導入 (英国)

パテントボックス制度が2013年4月1日より新しく施行されました。この新制度により、特許権から生じた所得に対する英国の法人税率が通常の23%から引き下げられます。

この税率は、最終的には10%にまで低くなると予想されます。この税の軽減は、2013年4月から5年間にわたって段階的に導入されますので、2017年4月から10%の税率が適用されることとなります。つまり、現在英国の法人税を納めている企業は、特許権から生じた営業利益に対して通常税率よりも低い税率が課されることとなります。

パテントボックス制度においては、自身で創出しかつ英国の特許権を保持するイノベーションから生じた所得に対して英国の法人税を支払う企業に対して利益がもたらされると予想されます。ここでいう「所得」とは、特許権または独占的なライセンスにより生じたいかなる所得（ロイヤリティ、特許製品の販売、および特許されたプロセスを用いたサービスの提供）も含まれます。

特に、英国法人税の納税者は、自社の製品やプロセスのうちのどれが特許権によってカバーされているのかについて検討する必要があります。さらに、特許権による保護が得られるかどうかを決めるために製品およびプロセスについて再検討することも有用であると考えられます。また、パテントボックス制度を利用するという目的においては権利範囲が広い特許権を得ることは求められませんが、問題となる製品およびプロセスをカバーしなければならないことについて注意する必要があります。

パテントボックス制度は、特許権を保持しかつこれをビジネスに活用している企業にとって、英国の税負担を軽減するための大きなチャンスになります。

[情報元] Venner Shipley's Intellectual Property Magazine Spring/Summer 2013

[担当] 深見特許事務所 山本康平

2. 欧州単一特許制度

1960年代以来幾度も試みられてきた欧州全体をカバーする単一特許制度が、2012年12月17日の単一特許規制の採用、および2013年2月19日の統一特許裁判所(UPC)条約の調印によって、現実のものとなりそうです。

単一特許制度は、単一欧州特許と欧州全体にわたって有効な判決ができる新たな裁判制度とを提供することを、目的としています。単一特許制度は、特許審査のための新たなシステムではなく、既存のEPCの審査手順を用いて、EPOによって許可された特許が、単一特許規制とUPC条約との両方に署名している24のEU加盟国(スペイン、イタリア、ポーランドを除くすべて)で付与された単一の特許として効力を有する、とするものです。EPOでは同じ審査官が審査をし、同じ弁理士が代理人として行動することができます。

同一の国内で、従来の欧州特許と単一特許とによる二重の保護を受けることはできません。しかし、単一特許制度に参加している国で単一特許を有し、他のEPC締約国(例えばスペイン、イタリア、ポーランド、スイス、トルコ、ノルウェー)で従来の欧州特

許を有することはできます。

単一特許の法的言語は、EPO における審査時に使用される言語となり、権利者はさらなる翻訳を提供する必要はありません。複数言語への翻訳が必要ないことで、単一特許は、EU 全体で従来の欧州特許を取得する場合と比べて、はるかに低額であることが期待されます。

単一特許制度が発効すると、許可されたすべての欧州特許出願は、(スペイン、イタリア、ポーランドを除く)すべての EU 加盟国を指定できるようになります。2009 年 4 月 1 日以降の欧州特許出願は、EPC 締約国を全指定しているため、今後出願される欧州特許出願(そして多くの係属中の欧州特許出願)は、許可されたとき、単一特許にすることができます。

単一特許制度では、単一特許に係る事件のための唯一の管轄権を有する、新しい裁判所構造と裁判所手続とを有することになります。控訴裁判所はルクセンブルクに置かれ、第一審裁判所の役割は中央部(パリ、ロンドン、ミュンヘンに支部を持つ)および地方部/地域部に分けられます。中央部のロンドン支部は医薬品および医療機器の発明主題を扱い、ミュンヘン支部が工学を扱い、パリ支部が他のすべてを扱います。各加盟国は、各国毎の地方部を有することを決定することができます、または加盟国は、他の加盟国と一緒に地域部を形成することができます。各地方部/地域部の裁判所手続は同じです。

裁判所手続では、スピードと効率とに重点が置かれています。訴訟では、一部の欧州諸国における長い訴訟とは対照的に、一日のトライアルで主に書面によって審理されます。その結果、UPC のもとの訴訟は、費用効率が高く非常に高速であることが期待されます。

UPC 条約は、各地域部で 2 人以下の裁判官がその加盟国出身であり、第 3 の裁判官は別の加盟国出身とすることで、異なる地方部/地域部における法廷地漁りを最小限に抑えようと試みています。裁判官は巡回すると予想されており、このことは、ある地方部と他の地方部との一貫性を確保する効果があります。

UPC は、単一特許に係る事件についての管轄権を有することに加えて、EPO によって付与された従来の欧州特許の訴訟に使用されます。経過規定によって 7 年間(さらに 7 年間延長されるかもしれませんが)は、権利者が新制度を使用したくない場合、従来の欧州特許を新制度から脱退(opt out)させることができます。従来の欧州特許にこの脱退が適用される場合には、侵害または無効手続は従来通り既存の各国の裁判所で行なわれます。

単一特許制度の主な利点の 1 つは、EU 全体に対して中央執行を有する 1 つの訴訟となることです。これにより、複数国の裁判所で差止命令を求めることが通常必要になる現制度よりも、EU 全体への差止命令を得ることが非常に簡単になります。また、1 つの訴訟で EU 全体の特許を取消すことを可能にする、中央の無効プロセスがあります。しかしながら、単一特許制度の利点の多くは欠点にもなります。たとえば、無効訴訟を提起する当事者にとっては中央の無効は利点ですが、このような中央の無効は、特許権者には歓迎されるものではありません。

UPC 条約の調印によって、新制度の最も早い開始日が 2014 年 1 月 1 日と設定されました。しかし、UPC 条約の発効には、(英国、フランス、ドイツを含む)少なくとも 13 国による批准、および、加盟国の裁判所の管轄権及びそれらの裁判所の判決の執行に係るルールを扱うブリュッセル I 規則 1215/2012 の改正が必要です。両方のプロセスが完了するまでに 2~3 年(またはそれ以上)かかるかもしれませんが、そのため単一特許制度の実現の開始日は 2015 年または 2016 年になると考えられています。

[情報元] Venner Shipley's Intellectual Property Magazine Spring/Summer 2013

[担当] 深見特許事務所 村野 淳

【注記】

本欧州新着情報に掲載させて頂きました知財情報については、ご提供頂きました外国特許事務所様より本情報に掲載することのご同意を頂いております。

また、ここに含まれる情報は一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。従って、**IP** 案件に関しては弁理士にご相談下さい。